

# 小山市事務事業評価シート

令和元年度版

No. 8

<b>1. 基本情報</b>			
<1> 事業・業務名	固定資産税(土地)賦課業務		<2> 事業・業務の別
<3> 選定基準	① 社会環境等の状況変化により、再検証が必要と思われる事務事業		業務
<5> 総合計画基本計画での体系	大項目	2 着実に進める 新しい時代の行政づくり	<4> 継続評価・新規評価の別
	中項目	2-1 行政サービスの向上と効率的な行政運営	継続評価
	小項目	2-1-1 行・財政改革	<6> 担当部(局)
	施策	財源の確保	総合政策部
<9> 根拠法令・計画等	地方税法 小山市税条例	<10> 関連・類似事業	資産税課
<11> 会計	一般 会計	<12> 予算科目	2 款 2 項 2 目
<13> 実施期間	年度 ~ 年度	<14> 全体事業費	千円
<15> 実施手法	直営	「その他」の場合 ( )	

## 2. Do - 実施 -

<16> 事業・業務の概要	課税対象物件及び対象者を正確に把握し、適正な課税事務を行う。								
目的	<17> 事業・業務の目的	課税対象物件及び対象者を正確に把握し、適正な課税事務を行うことで市税の歳入を担う。							
	<18> 事業・業務の対象	課税対象土地及び土地所有者。							
手段	<19> 平成30年度の活動内容	①土地登記等による異動処理(権利、表示)を固定資産評価システム等の活用や現地調査の実施により、正確に行う。 ②納税義務者及び納税管理人届出書、共有代表者変更申告書、相続人代表者指定変更届出書、減免申請書、送付先設定等届出書を発送し、届出、申告及び申請をしてもらうことにより、正しい課税対象の把握を行う。							
	<20> 活動指標 (活動した量や実績)	指標名	単位	平成29年度		平成30年度			
				計画	実績	計画	実績	達成率(%)	
		登記等異動処理件数	件	16,000	17,500	17,000	17,500	102.9%	
	現地調査件数	件	1,600	1,800	1,700	1,900	111.8%		
成果	<21> 事業・業務の成果	納税通知書発送後の更正件数を減らし、適正な課税を行う。							
	<22> 成果指標 (活動の成果の量や実績)	指標名	単位	平成29年度		平成30年度			
				計画	実績	計画	実績	達成率(%)	
		当初適正賦課件数	件	50,110	50,190	50,592	50,634	100.1%	
	当初適正賦課率	%	99.8	99.8	99.8	99.8	100.0%		
資源	<23> 投入指標 (投入するお金の量)	コスト実績	単位	平成29年度		平成30年度			
				計画	実績	計画	実績	投入率(%)	
			千円	36,562	36,536	36,414	36,232	99.5%	
		事業費等	千円	587	561	684	502	73.4%	
		財源内訳	国・県補助金	千円					
			地方債	千円					
			その他	千円					
一般財源	千円	587	561	684	502	73.4%			
人件費	千円	35,975	35,975	35,730	35,730	100.0%			
正職員	千円 × 人役	7,195 × 5.0	7,195 × 5.0	7,146 × 5.0	7,146 × 5.0				
他の職員		×	×	×	×				

<b>3. Check - 評価 -</b>			
実績評価	妥当性	<24> 事務事業を実施する目的や対象は妥当か?	1.妥当である
		<25> 事務事業を実施する手段や実施手法は妥当か?	2.検討を要する
		<26> 事務事業の実施に対する市民ニーズはあるか?	4.市民ニーズによるものではない
	有効性	<27> 今後も市が実施する事務事業として妥当か?	1.妥当である
		<28> 事務事業の成果の向上の余地はあるか?	1.向上の余地はある
	効率性	<29> (総合計画基本計画)施策への貢献度は大きいか?	1.大きい
<30> 事務事業の効率の向上の余地はあるか?		1.向上の余地はある	
公平性	<31> 民間への外部化(民営化・業務委託等)は可能か?	4.実施済み	
	<32> 受益者負担の水準は妥当だと考えられるか?	4.該当しない	
<33> 総合評価 (事業全体の改善の余地)	2.改善の余地はある	理由	課税事務自体は地方税法に基づいており現状が妥当であるが、よりきめ細かく公平かつ適正な課税を行うため、市で定める土地評価事務取扱要綱の整備や評価方式の変更に改善余地がある。

## 4. Action - 改善 -

事業の改善	<34> 事業の課題 事業の改善点 今後の方針	大行寺・立木地区、栗宮地区における地籍調査の登記完了に伴う地積変更等の処理や、土地区画整理事業にかかる事務処理、都市計画区域の判定を適正に行う必要がある。また、時点修正業務や令和3年度の評価替えを見据えて、土地の地域別利用状況、地価動向等を勘案して評価の均衡化・適正化に努める必要がある。		
	<35> 1次評価	所属長	3.現状維持	理由 業務自体は現状を維持するが、地方税法及び固定資産評価基準、市税条例に精通し、運用することにより適正・公平な評価と課税事務を行っていく。
	<36> 2次評価	所管部長	3.現状維持	理由 固定資産税は市税の歳入の根幹をなす税目であるため、納税者の信頼を得られるように関係法令や評価基準を遵守し、公平・公正な課税を行うことが重要である。

## 5 Plan - 計画 -

事業の計画	<37> 実施計画	土地登記等による異動処理(権利、表示)を固定資産評価システム等の活用や現地調査の実施により、誤りのない適正な評価を行う。			
	<38> 活動・成果目標	<39> コスト計画	単位	令和元年度	令和2年度
			千円	36,466	36,466
		事業費等	千円	736	736
	人件費	千円	35,730	35,730	